

最新！価格転嫁・取引適正化ルールの説明会

一取適法・新告示・ガイドラインから 官公需取引まで丸ごと説明一

対面開催
会場参加
先着100名

2026年10月2日(金) 13:00~16:35

【会場】仙台第2合同庁舎 2階 大会議室

(宮城県仙台市青葉区本町3-2-23)

【主催】公正取引委員会東北事務所、経済産業省東北経済産業局

【共催】宮城県

<会場地図>



令和7年5月、適切な価格転嫁・取引適正化の推進を図るため、下請法が改正され、令和8年1月に取適法として施行されました。

また、取適法対象外の取引を含めたサプライチェーン全体での取引適正化に向けて、公正取引委員会は、令和8年6月、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定、知財取引指針の策定を行いました。

さらに、官公需を含む価格転嫁・取引適正化を徹底すべく、中小企業庁においても様々な取組を推進しているところです。

今般、公正取引委員会東北事務所及び経済産業省東北経済産業局では、これらの施策の広く十分な周知を図ることを目的として、説明会を開催します。

プログラム

- | | |
|---|---------|
| ①取適法の概要について | 公正取引委員会 |
| ②取引適正化に向けた公正取引委員会の施策について
(改正物流特殊指定・支払告示・改定優越GL・知財取引指針) | 公正取引委員会 |
| ③取引適正化に向けた中小企業庁の施策について
(官公需を含む価格転嫁・取引適正化の取組) | 東北経済産業局 |
| ④価格転嫁支援サポーター制度について | 宮城県 |

申込方法

申込期限 9月29日(火) 17時

<東北経済産業局HP> 以下URLの申込ページよりお申込みください。

<申込ページ>

<https://www.tohoku.meti.go.jp/2026/260806.html>



- ※ 必ず1社につき1申込みとしてください。(1社あたり参加上限数4名)
- ※ 先着で定員(100名)に達し次第、申込を締め切る可能性がありますので、ご了承ください。
- ※ ご入力いただいた個人情報(本説明会にかかる事務処理)においてのみ利用いたします。他の目的での利用、第三者への開示等は一切いたしません。
- ※ 時間の都合上、事前にいただいた全ての質問には回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 東北事務所 取引適正化調査課(電話:022-225-8420)

経済産業省 東北経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室(電話:022-217-0411)